

認定された復興推進計画の取り組み状況について

1. 民間投資促進特区（ものづくり産業版） 平成 24 年 2 月 9 日認定

- (1) 申請主体：宮城県、仙台市及び 33 市町村
 (2) 対象業種：ものづくり産業（製造業）及び関連産業
 (3) 復興産業集積区域：7 カ所（平成 24 年 12 月 4 日 区域追加認定）
 (4) 指定事業者数：110 事業者

業種	区域	仙台港 周辺地 区	泉パー クタク ン	泉イン ターシ ティ	松原工 業団地	東部の工 業専用・ 準工業地 域	合計
食料品製造業		2				9	11
飲料・たばこ・飼料製造業		2	1		1		4
木材・木製品製造業						1	1
家具・装備品製造業		1					1
パルプ・紙・紙加工品製造業						4	4
印刷・同関連業						9	9
化学工業		1					1
ゴム製品製造業		1				1	2
窯業・土石製品製造業			2				2
鉄鋼業		2					2
金属製品製造業		2	1		1		4
生産用機械器具製造業				1		2	3
業務用機械器具製造業						1	1
電子部品・デバイス・電子回路製造業			1	1			2
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業						1	1
情報通信機械器具製造業			1				1
輸送用機械器具製造業						1	1
道路貨物運送業		16	2			11	29
倉庫業		13	1			2	16
各種商品卸売業						1	1
飲食物品卸売業			1			7	8
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		1				1	2
機械器具卸売業				1		3	4
合計		41	10	3	2	54	110

- (5) 指定件数：141 件

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	71
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	64
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	6
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	0
合計	141

※ 一事業者が複数の特例に係る指定を受けることがあるため、指定事業者数と一致しない。

2. 農と食のフロンティア推進特区 平成 24 年 3 月 2 日認定

- (1) 申請主体：仙台市
- (2) 対象業種：農業及び関連産業（加工・流通・販売関連、再生可能エネルギー関連、試験研究関連）
- (3) 復興産業集積区域：1 カ所
- (4) 指定事業者数：63 事業者
 （周辺農家の農地を借り受け水稻栽培を行う農業法人、農産加工施設を新設し加工食品の開発・製造・販売を行う農業法人など）
- (5) 指定件数：66 件

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	63
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	1
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	0
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	2
合計	66

※ 一事業者が複数の特例に係る指定を受けることがあるため、指定事業者数と一致しない。

3. 民間投資促進特区（情報サービス関連産業版） 平成 24 年 6 月 12 日認定

- (1) 申請主体：宮城県、仙台市及び 16 市町村
- (2) 対象業種：情報サービス関連産業
- (3) 復興産業集積区域：7 カ所
- (4) 指定事業者数：88 事業者

業種	区域	中心市街地	泉中央	青葉山①	合計
通信業（コールセンター）		2			2
通信業（データセンター）		2			2
情報サービス業 （ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）		55	2	1	58
情報サービス業（BPO オフィス）		1			1
インターネット付随サービス業 （インターネット付随サービス業）		9			9
インターネット付随サービス業（コールセンター）		1			1
学術・開発研究機関（設計開発関連業）				1	1
他に分類されない事業サービス業（コールセンター）		9			9
他に分類されない事業サービス業（BPO オフィス）		5			5
合計		84	2	2	88

- (5) 指定件数：92 件

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	6
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	84
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	2
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	0
合計	92

※ 一事業者が複数の特例に係る指定を受けることがあるため、指定事業者数と一致しない。

4. 仙台港背後地交流推進特区 平成 25 年 4 月 12 日認定

- (1) 申請主体：仙台市
- (2) 対象業種：その他教育、学習支援業（水族館） 他
- (3) 復興産業集積区域：1 カ所
- (4) 指定事業者数：4 事業者

業種	件数
建築物整備事業	1
飲食料品小売業	1
水族館	2
合計	4

- (5) 指定件数：4 件

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	1
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	3
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	0
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	0
合計	4

5. 復興特区支援利子補給金

- (1) 平成 25 年 2 月 22 日認定

- ① 申請主体：仙台市
- ② 対象事業：物流拠点施設の再整備
- ③ 事業者：仙台コカ・コーラボトリング株式会社（飲食料品卸売業）
- ④ 融資予定金融機関：株式会社日本政策投資銀行、株式会社山形銀行

- (2) 平成 26 年 1 月 31 日認定

- ① 申請主体：仙台市
- ② 対象事業：物流拠点施設の新設
- ③ 事業者：センコー株式会社（貨物自動車運送事業、倉庫業 他）
- ④ 融資予定金融機関：株式会社七十七銀行株式会社、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社

- (3) 平成 27 年 1 月 15 日認定

- ① 申請主体：仙台市
- ② 対象事業：火力発電所の再整備
- ③ 事業者：東北電力株式会社（電気業）
- ④ 融資予定金融機関：株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行